

第 1 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備

(実施機関：スポーツ市民局、健康福祉局、子ども青少年局、緑政土木局、市教育委員会、中部地方整備局、県警察本部)

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

(実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)

事業概要

科学的データや地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、市、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、高齢者、障害者、子ども等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

事業内容

＜令和 8 年度計画＞

[緑政土木局道路維持課]

1 エリア内の生活道路を中心に歩道整備等の交通安全対策を推進する。

[緑政土木局道路維持課・県警察本部]

2 自動車の通行よりも歩行者と自転車の安全確保が優先されるべき一定の区域について、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」の整備を推進する。

[県警察本部]

3 令和 8 年 9 月から生活道路の法定速度が法定 30 キロメートル毎時に引き下げられることとなったため、関係機関と連携して施行準備を行うとともに、これに関する広報啓発を実施するなど制度の円滑な施行を図る。

4 道路標識・道路標示の高輝度化や設置場所の統合・改善等を行い、見やすく分かりやすい整備を推進する。

5 生活関連経路を構成する道路を中心に視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機を整備する。

6 歩行者等と自動車等の交錯が全く生じない又は少ない信号表示により交通事故を防止する歩車分離式信号を整備する。

[中部地方整備局]

7 ETC 2.0 プロブ情報のビックデータを活用して、生活道路における自動車の速度に関する情報や抜け道利用に関する情報、急挙動情報等の提供や、交通安全の現地診断を実施可能な有識者等の斡旋を行うとともに、生活道路の交通安全対策を支援するため、可搬性ハンプの貸し出し等を支援する。

8 生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、「ゾーン 30」とハンプ等物理的デバイスを適切に組合せた「ゾーン 30 プラス」の設定を支援する。

(2) 通学路等における交通安全の確保

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局子ども福祉課、子ども青少年局保育運営課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課、中部地方整備局、県警察本部)

事業概要

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、道路交通実態に応じ、学校、市教育委員会、県警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

[緑政土木局道路維持課]

1 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路において歩道の整備等を進めるとともに、必要な箇所に防護柵等の安全設備の整備を行っていく。歩道整備の困難な箇所においては路肩のカラー舗装や「通学路」路面標示等による安全対策を図る。また、通学路上において、信号の無い横断歩道について通学路であることを示すために緑色のカラー化を行う。

[中部地方整備局]

2 通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策に関する推進体制に参画し、合同点検等の機会において危険箇所を抽出して対策を検討するなど、公安委員会、市教育委員会、学校及び道路管理者等の関係機関・団体と連携した継続的な通学路の交通安全確保に向けた取組を促進する。

[県警察本部]

3 信号機の新設、歩行者用信号灯器の増灯、信号灯器のLED化、横断歩道の整備等により、通学路、通園路の安全を図る。

4 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路及び生活道路が集積する一定の区域において、生活道路における交通安全対策であるゾーン30プラスの整備が効果的と認められる場合、道路管理者と連携し、通学路対策を視野に入れたゾーン30プラスの整備を積極的に推進する。

5 自動車運転者に対する交通安全教育として、運転免許更新時の講習や企業等におけるドライブレコーダーの映像を活用した交通安全教室等により、通学路での安全な通行方法等に係る交通安全教育を推進する。

6 自動車運転者に対して児童に対する保護意識を醸成し、より安全な通学路等を確保するため通学路を始め、通学児童が利用する生活道路及び周辺道路において、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度抑制対策や目に見える形で警察官を街頭に配置するなど、交通安全指導を強化する。

[スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課]

	7 各区で通学路安全対策検討会を開催し、警察署や土木事務所、市教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に交通安全対策を検討し、安全施設の充実を図る。 8 民間事業者と連携して、ドライバーである保護者や子どもが交通ルール等を学ぶことができる啓発活動を市内各地で実施するとともに、ドライバーに対する啓発動画を Web 広告や映画館等において活用し、啓発を図る。 9 通学路の安全対策の充実を図るため、通学路安全対策検討システムを導入する。また、子どもを対象としたヒヤリハット Web 調査を実施する。 [スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局子ども福祉課、子ども青少年局保育運営課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課] 10 保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、園外活動経路の安全点検や運転者への注意喚起など、交通安全に係る各種対策を総合的に推進する。
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 (実施機関：健康福祉局地域共生推進課、緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	駅、公共施設、障害者施設等の周辺において、平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備するなど、高齢者や障害者等の安全に資する空間等の整備を図る。
事業内容	<令和 8 年度計画> [健康福祉局地域共生推進課] 1 ユニバーサルゾーンの設定 障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立ったまちづくりをすすめることを目的に、障害者施設等の周辺をユニバーサルゾーンとして設定し、関係機関、地域住民及び区域内通行者の理解と協力のもと安全な道路交通環境を整備し維持する。 (1) ゾーン内で実施する主な事項 ア 道路管理者、施設管理者が実施する歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の施設整備等 イ 公安委員会、県警察に横断歩道、駐車禁止規制等の要望 ウ 各種広報・啓発活動、点検活動等 エ 管理運営のための連絡協議会の設置 オ その他関係機関等との調整 [緑政土木局道路維持課] 2 高齢者や障害者の視点に立った歩行空間の確保 「ユニバーサルデザイン」の視点に基づき、福祉施設周辺道路や鉄道駅と福祉施設などを結ぶ道路を高齢者や障害者の視点に立って、利用しやすい歩行空間を確保する。

	主な関連事業 (1) 歩道整備 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備 [県警察本部] 3 高齢者対策の推進 高齢者の安全を確保するための通行禁止規制、高齢運転者等専用駐車区間の設置等の交通規制のほか、道路標識の高輝度化、信号灯器のLED化、視覚障害者用付加装置等の整備を推進する。
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 (実施機関：緑政土木局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するため、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、人優先の道路交通を形成する。
事業内容	[緑政土木局道路維持課] 1 生活道路において車両速度の抑制や通過交通の排除を目的とした交通安全対策を実施し、歩行者や自転車を中心とした道路空間の形成を推進する。 [中日本高速道路株式会社] 2 高速道路ネットワーク機能を健全に保つために既設橋梁の耐震補強や冬期交通確保を推進する。 [名古屋高速道路公社] 3 新洲崎地区・黄金地区・栄地区において、都心アクセス関連事業（出入口及び渡り線の追加事業）を進める。
3 幹線道路における交通安全対策の推進 (実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
(1) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 (実施機関：中部地方整備局)	
事業概要	国道における、交通安全に資する道路事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 事故ゼロプランの取り組み 事故発生状況の分析結果と地元の声をもとに抽出した箇所に対し、重点対策メニューの検討・対策を実施する。また、対策実施箇所に対して、事前・事後調査に基づく評価を行い、重点対策メニューの見直しを行う等、継続的に改善を行う。

	2 ビッグデータの活用 交通事故対策について、ETC2.0プローブデータ（ビッグデータ）など科学的データを活用した分析により、計画立案・評価・見える化を推進する。
(2) 事故危険箇所対策の推進 （実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部）	
事業概要	特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、県警察及び道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 事故の発生割合の高い区間等の事故危険箇所について、令和8年～令和12年の名古屋市管理道路の対策箇所において、対策を実施する。 [中部地方整備局] 2 近年の事故データを基に、事故の発生割合の大きい箇所と、ETC2.0プローブデータ（ビッグデータ）などの活用により抽出された潜在的な危険箇所より選定された事故危険箇所について、事故データの客観的な分析による事故原因の検証を実施し、効果的な事故防止対策を実施する。 [県警察本部] 3 交通事故が多発している交差点・路線を重点に、街頭活動の強化を図るほか、速度規制を遵守させるための信号制御、歩車分離式信号の整備、適切な交通規制、道路標識の高輝度化等を実施するなど、必要な交通事故防止対策を推進する。 また、重大事故につながりやすい人身交通事故が多発している交差点について、交通事故等の分析結果に基づき、道路交通環境の改善のほか交通指導取締りや広報啓発活動も含めた諸対策を推進する。
(3) 幹線道路における交通規制 （実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
事業概要	幹線道路における交通の安全と円滑化を確保するため、一般道路、高速自動車国道等、それぞれの交通実態に即した交通規制を実施する。特に、異常気象、重大事故発生時等の交通事情の変化に対応した速度規制、通行禁止を迅速かつ的確に実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 道路の損壊又は異常気象等により交通の危険が認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、通行の禁止又は制限を実施する。 [県警察本部]

	2 交通の安全と円滑化を図るため、幹線道路の交通実態に即していない交通規制の見直しを実施するとともに、交差点における適正な交通処理、中央分離帯開口部の閉鎖及び道路改良の促進の働き掛け等の諸対策を講じ、幹線道路ネットワーク等総合的交通管理を推進する。 3 交通事故、交通渋滞等の交通障害が発生した場合は、二次障害を防止するため、その状況に応じた交通規制を迅速かつ的確に実施し、交通情報板等による広報活動を行う。 4 道路交通渋滞の解消及び利用者へのサービスの向上等、より良い環境を整備する。 [中日本高速道路株式会社] 5 一般道への交通影響が大きい集中工事等において、関係道路・交通管理者等と調整し、社会的影響を抑えた規制計画、広報計画、情報提供を検討し実施する。
(4) 重大事故の再発防止 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	社会的影響の大きい重大事故等が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、県警察及び道路管理者が連携して交通事故対策を講じ、同様の事故の再発防止を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、道路管理者と合同で現場点検、現地検討会（一次点検）を実施し、その結果等を県警察本部、警察署等で共有することにより、道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所において交通事故を防止するための予防的な措置を講じる「二次点検プロセス」を推進する。また、道路管理者において進める「事故ゼロプラン」との連携を図り、計画的かつ効果的な再発防止対策を推進する。
(5) 適切に機能分担された道路網の整備 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、緑政土木局橋梁施設課、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	機能分担に応じた道路整備を推進し、交通流の円滑化を図るとともに、一般道路に比較して死傷事故率が低く、安全性の高い高速自動車国道等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課、橋梁施設課] 1 東志賀町線始め17路線の都市計画道路の整備を進める。 [中部地方整備局]

	2 バイパス及び環状道路の整備 一般国道 302号 (西南部、西北部、東北部) 事業延長 L = 58.6 km (市域内延長 L = 36.4 km) [中日本高速道路株式会社] 3 高速道路ネットワーク機能を健全に保つために既設橋梁の耐震補強や冬期交通確保を推進する。 [名古屋高速道路公社] 4 新洲崎地区・黄金地区・栄地区において、都心アクセス関連事業(出入口及び渡り線の追加事業)を進める。
(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 (実施機関：県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 高速自動車国道等における逆走や歩行者、自転車等の立入り行為は、重大事故に直結する危険な違反行為であることから、道路管理者等と連携し、逆走や歩行者、自転車等の立入り事案発生箇所の合同点検を行うとともに、道路管理者に対して、誤進入防止のための標識や路面標示等の整備を申し入れるほか、逆走及び歩行者等の立入りの危険性に関する広報啓発活動を行うなどの事故防止対策を推進する。 [中日本高速道路株式会社] 2 高速道路における安全かつ円滑な交通の確保のため、逆走及び歩行者等の立入り防止を目的とした標識や路面標示等による対策と広報啓発活動を推進する。 [名古屋高速道路公社] 3 安全で円滑な自動車交通の確保のために、高機能舗装の打ち換え等を推進する。 また、逆走及び歩行者、自転車、原付等の誤進入防止のための標識や路面標示等の整備と広報啓発活動を推進する。
(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局)	
事業概要	道路ネットワークの改善による道路交通環境の整備を推進するとともに、安心して安全かつ円滑な交通を確保するため、道路の改築事業及び交通事故対策を推進する。

事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課・緑政土木局道路維持課] 1 都市計画道路等の道路の新設・改築にあわせて、歩道等の設置や交通安全施設の整備を進める。 [中部地方整備局] 2 交通安全施設の整備を進める。
(8) 交通安全施設等の高度化 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	交通実態に応じた、信号制御の改良、道路照明等の整備の充実等、交通安全施設等の高度化を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化、高視認性区画線等の交通安全施設等の高度化を図る。 [県警察本部] 2 既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、プログラム多段化、多現示化等の高度化を図る。また、道路利用者の安全通行の確保を図るため、信号灯器のLED化を推進する。 3 交通事故多発路線における信号制御を見直し、制限速度の遵守を図る。 [中部地方整備局] 4 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、高視認区画線等の交通安全施設等の整備を図る。
4 交通安全施設等の整備事業の推進 (実施機関：スポーツ市民局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	整備後長期間が経過した交通安全施設の老朽化対策が課題となっていることから、計画的な老朽施設の維持管理・更新等により施設の長寿命化を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」等に基づき、横断歩道橋・街路灯等の交通安全施設について、計画的な点検・修繕・更新を実施する。 [県警察本部] 2 交通安全施設等の維持管理・更新等を推進するため、交通実態に適合した交通規制を実施するための見直しや、コスト合理化のための交通安

	全施設等のストック管理、必要性の低い信号機や標識の削減、信号灯器のＬＥＤ化等を積極的に推進する。 また、交通安全施設の点検等により、老朽化した交通安全施設の把握に努めるとともに、簡易補修器材を活用した効率的な維持管理を推進する。 [中部地方整備局] 3 横断歩道橋・街路灯等の交通安全施設について、計画的な点検・修繕・更新を実施する。
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン３０」・「ゾーン３０プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安心・安全な歩行区間の確保を図る。また、歩車分離式信号の整備、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。
事業内容	<令和８年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 エリア内の生活道路を中心に歩道整備等の交通安全対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化を進めていく。 (１) 平坦性が確保された幅の広い歩道の整備を図る (２) 歩道の段差・勾配の改善を図る [緑政土木局道路建設課] 2 無電柱化の推進 名古屋環状線始め９路線において、電線共同溝の整備による無電柱化事業を進める。 L (道路延長) = 26.3 km 3 踏切の対策 小幡架道橋 (名鉄瀬戸線)、名鉄名古屋本線呼続地区において事業を実施する。 [中部地方整備局] 4 歩行者空間・自転車通行空間等の整備 歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び名古屋市が策定する名古屋市自転車活用推進計画と整合を図りながら整備等を推進する。 5 生活道路対策の推進

	周辺の幹線道路に起因する生活道路対策のうち緊急性が高いエリアにおいて、物理的に速度低減を図る対策等が計画され、自治体より要望を受けた場合、対策実施に向けた検証等の技術的支援を行う。 [県警察本部] 6 ゾーン30プラスの区域内を中心に見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備等の安全対策を推進する。また、歩行者等と自動車等の交錯が全く生じない又は少ない信号表示により交通事故を防止する歩車分離式信号を整備し、歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。
(3) 幹線道路対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	幹線道路では、事故危険箇所等事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施するとともに、事故原因の検証に基づく安全対策を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 事故の発生割合の高い区間等の事故危険箇所について、令和8年～令和12年の名古屋市管理道路の対策箇所において、対策を実施する。 [中部地方整備局] 2 交差点のコンパクト化、路面標示、エスコートマーク、カラー舗装による減速・注意喚起対策、道路照明、高輝度区画線による視認性確保等を行い、事故危険箇所対策等の推進を図る。 [県警察本部] 3 信号交差点における多現示化、歩車分離化、信号灯器のLED化などの信号機改良を積極的に推進する。
(4) 交通円滑化対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、総合的な駐車対策の実施により、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課] 1 小幡架道橋（名鉄瀬戸線）、名鉄名古屋本線呼続地区において事業を実施する。 [中部地方整備局] 2 交通渋滞対策として滞留長の延伸、右折車線の整備等を行い、円滑化に寄与する。 国道302号東北部区間において、名鉄瀬戸線の踏切除去に向け、鉄道立体化の工事を推進する。 [県警察本部]

	3 交通に関する情報の収集・分析及び伝達並びに信号機の操作を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。 4 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、半感应化、多現示化等の信号機の高度化を図る。また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化の推進を図る。 5 安全で円滑な交通の確保を図るため交通監視カメラ、交通情報板等の整備を図る。
(5) 高度道路交通システム（ITS）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 （実施機関：中部地方整備局、県警察本部）	
事業概要	情報収集・情報提供の拡充等により道路交通情報提供の充実等を推進する等、安全で快適な道路環境の実現を図る。
事業内容	[中部地方整備局] 1 統合道路管理情報センターを活用し、情報収集・提供を行う。 2 道路情報提供装置の高度化を図る。 [県警察本部] 3 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの計画的な制御機更新等を図り、交通の実態に的確に対応した信号制御を行う。
(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進 （実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部）	
事業概要	地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 住民の意見の道路交通環境整備への反映 標識BOX等に寄せられる道路利用者の意見を、道路交通環境の整備に反映する。 [県警察本部] 2 標識BOX等による意見・要望に対しては、必要に応じて現場調査等を行い、地域住民等の意見を反映した交通安全施設の整備に努める。 [緑政土木局道路維持課] 3 標識BOX等による名古屋市管理道路に関する意見・要望に対し、必要に応じて現場調査等を行い、住民等の意見を反映した交通安全施設の整備に努める。
(7) 連絡会議等の活用 （実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部）	

事業概要	県警察と道路管理者等により組織している連絡会議等を有効活用し、施策の企画、評価、進行管理等に関する協議や意見交換及び連絡調整を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部] 「愛知県道路交通環境安全推進連絡会議」、「名古屋市交通安全対策連絡会議」を活用し、積極的に交通事故対策の推進を図る。
5 高齢者等の移動手段の確保・充実 (実施機関：健康福祉局高齢福祉課、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、中部運輸局)	
事業概要	高齢化や先進技術の進展等を見据えて名古屋交通計画2030を踏まえ、地域の移動手段の確保・充実に向けた取組を行う。
事業内容	<令和8年度計画> [健康福祉局高齢福祉課、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課] 1 名古屋交通計画2030を踏まえ、パーソナルモビリティの導入に向けた調査検討や、高齢者の社会参加の支援などの取組を行う。 [中部運輸局] 2 広域的・幹線的なバス路線の確保維持のための支援に取り組むとともに、地域内交通を確保するため、セミナーや研究会の開催、市町村の地域公共交通会議における情報提供や助言など、地域の公共交通の活性化に向けた取組を行う。
6 歩行空間のユニバーサルデザイン化 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	高齢者や障害者等を含めて全ての人が安心・安全に参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進し、安心・安全な歩行空間を確保する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 「福祉都市環境整備指針」に従い、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩道部の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道整備や、視覚障害者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化を推進し、安心・安全な歩行空間を確保する。 [中部地方整備局] 2 歩行者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、歩行空間の整備、改善を推進する。 [県警察本部] 3 視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。

7 無電柱化の推進 (実施機関：緑政土木局道路建設課、中部地方整備局)	
事業概要	安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、事業を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課] 1 無電柱化の推進 名古屋環状線始め9路線において、電線共同溝の整備による無電柱化事業を進める。 L(道路延長) = 26.3 km [中部地方整備局] 2 無電柱化の推進 国道153号において、電線共同溝の整備による無電柱化事業を進める。 L(道路延長) = 0.6 km
8 効果的な交通規制の推進 (実施機関：県警察本部)	
(1) 地域の特性及び交通実態に応じた交通規制 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。 速度規制や駐車規制、信号制御について、交通実態や道路環境等に合った規制を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 道路の実態、交通流・量、交通事故発生状況等地域の交通実態に適合した、交通規制を実施する。 また、既設の交通規制についても道路交通環境の変化等により、現場の交通実態に適合しなくなったものについて、交通規制の見直しを推進する。 2 一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものになっているかどうかの観点から、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の見直し、点検、規制理由の周知措置等を計画的に推進する。 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。 信号制御については、歩行者・自転車の横断実態を踏まえ、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

9 自転車利用環境の総合的整備 (実施機関：スポーツ市民局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) 自転車通行空間の整備等 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局自転車利用課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	「名古屋市自転車活用推進計画」に基づき、地域住民の理解を得た上で、関係機関と調整しながら自転車利用環境の総合的な整備を推進するとともに、自転車の安全利用を呼びかける啓発活動を積極的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 自転車乗用時の交通ルールやマナーを体験できる自転車シミュレータを活用した交通安全教室を積極的に実施するほか、5月及び11月の自転車安全利用促進強調月間を中心に駅の周辺や自転車事故多発交差点などで、自転車の安全利用を呼びかける啓発活動を実施する。 [緑政土木局自転車利用課] 2 名古屋市自転車活用推進計画に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。 市道久屋高岳町線始め2路線：1. 1km【自転車通行帯】 市道正木古沢町線始め2路線：1. 3km【自転車通行帯】 [中部地方整備局] 3 自転車走行空間の整備 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」及び「自転車活用推進計画」に基づき、「名古屋市自転車活用推進計画」と整合性を図りながら自転車通行空間の整備を進める。 一般国道22号 1. 1km（中区日銀前～幅下橋西） 一般国道19号 1. 8km（熱田区旗屋町～金山新橋南） [県警察本部] 4 自転車走行空間の整備 名古屋市が策定する自転車利用環境の整備計画と整合性を図りながら関係機関と協力して自転車走行空間の整備を進める。
(2) 自転車等の駐車対策の推進 (実施機関：緑政土木局自転車利用課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	放置自転車が多い駅等について、自転車駐車場の整備を行うとともに、放置自転車をなくす広報啓発活動等を重点的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局自転車利用課] 1 自転車駐車場の整備 放置自転車等が問題となっている駅等において、自転車駐車場の整備を推進し、放置自転車の減少を目指す。

	2 放置自転車対策の推進 5月及び11月の放置自転車追放月間で全市一斉に駅周辺等で街頭キャンペーンを実施する。名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき、自転車等放置禁止区域を指定する。自転車等放置禁止区域に放置された自転車等は即時撤去し、その他のものは一定期間経過後に撤去を実施する。 [中部地方整備局] 3 自転車駐車場の整備 自転車駐車場の整備については、歩行者の安全な通行空間の確保など必要に応じ関係機関と連携し調査検討を実施する。
10 高度道路交通システム（ITS）の活用 （実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
(1) 道路交通情報通信システム（VICS）の整備 （実施機関：中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
事業概要	安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 道路交通情報通信システム（VICS）を活用し、精度の高い交通情報をドライバーに提供するための情報収集提供装置等の運用を行う。 [中日本高速道路株式会社] 2 道路交通情報通信システム（VICS）による情報提供の充実に向けて検討・改良を実施する。 [名古屋高速道路公社] 3 ETC2.0を始め、今年度も情報提供の充実に向けて引き続き検討していく。
(2) 新交通管理システム（UTMS）の推進 （実施機関：県警察本部）	
事業概要	最先端の情報通信技術等を用いて、交通の安全、円滑、快適性を確保するための新交通管理システム（UTMS）の開発・整備を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの計画的な制御機更新等を図り、交通の実態に的確に対応した信号制御を行う。

	交通管制センターの高度化 本部センター、都市センター等
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	自動車単体では対応できない事故への対策として、通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて、産学行政が連携し研究開発等を行う。 また、新交通管理システム（UTMS）の整備を行うことにより高度道路交通システム（ITS）を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 右左折時歩行者横断見落とし防止システム及び追突防止・信号見落とし防止システムの運用を継続し、効果的なサブシステムの在り方等について検証を行う。
(4) ETC2.0 デジタルデータの活用推進 (実施機関：中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。 また、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす等の取組を推進する。 特に、ETC2.0 車載器で収集する、経路、時間、急制動等のデータ（ETC2.0 プローブデータ）については、データの性質や利活用シーン等を踏まえ、プライバシーの観点にも留意しつつ、データの提供体制を整えるなど、地方公共団体等が活用しやすい環境の構築（オープン化）を進める。
(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進 (実施機関：中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共車両優先システム（PTPS）の整備を推進する。
11 交通需要マネジメントの推進 (実施機関：住宅都市局、中部運輸局、県警察本部)	
(1) 公共交通機関利用の促進 (実施機関：住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、街路計画課、中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	本市は、自動車利用が他都市圏と比べて多い状況にあるため、より一層自動車利用の適正化を図り、徒歩、自転車、公共交通を中心とした交通体系の形成を目指し、名古屋交通計画2030を踏まえ、先進技術の進展等を見据えた各種交通施策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [住宅都市局街路計画課] 1 鉄道利用者の利便性を向上させるため、駅前広場の整備を推進する。 [住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課]

	2 名古屋交通計画 2030 を踏まえ、公共交通機関利用の促進に向けた普及啓発活動に取組み、モビリティマネジメントを推進する。 3 駐車場情報の提供 名古屋パーキングナビにより、駐車場情報の提供や駐車場への案内を継続して実施する。 4 パークアンドライドの推進 パークアンドライド推進に向けた広報を実施するとともに、パークアンドライド駐車場認定制度等を継続して実施する。 [中部運輸局] 5 生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・事業に応じた移動手段が提供されるよう、「地域公共交通確保維持改善事業」等を通じて支援を行う。 [県警察本部] 6 バス専用・優先レーンについては、バスの運行状況や渋滞状況等に応じた交通規制の見直しを推進する。
(2) 貨物自動車利用の効率化 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	効率的な貨物自動車利用等を促進するため、貨物自動車の積載効率向上や、宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進する。
12 災害に備えた道路交通環境の整備 (実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) 災害に備えた道路の整備 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局道路建設課、緑政土木局橋梁施設課、中部地方整備局)	
事業概要	地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安心・安全な生活を支える道路交通の確保を図る。
事業内容	<令和 8 年度計画> [緑政土木局橋梁施設課] 1 橋梁の耐震対策 天白大橋（上流側）始め 13 橋 [中部地方整備局] 2 道路構造物の耐震補強 国道 1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、153 号、155 号、302 号、 3 道路法第 37 条に基づく電柱の道路占用の禁止 国道 1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、153 号、155 号、302 号
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	

(実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	地震、豪雨、津波等による災害が発生した場合の安全な道路交通の確保のため、交通管制センターを始めとした交通安全施設の整備及び交通規制の迅速かつ効果的な実施に向けた交通規制資機材の整備等を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 交通監視カメラ、交通情報板等の交通管制機器の整備を推進するほか、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、信号機電源付加装置及び同接続箱の整備を推進する。
(3) 災害発生時における交通規制	
(実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	災害発生時には、被害状況を把握した上で、通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 災害発生時等には、道路状況を把握した上、高速道路を始め、災害応急対策に必要な路線を指定し、緊急交通路として交通規制を実施するとともに、関係部門と情報共有を行う。 2 関係機関と緊密に連携し、緊急通行車両確認標章等の交付、交通検問所の設置、信号機の滅灯対策、広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等について、交通規制計画等に基づく、総合的かつ実践的な訓練を実施する。 3 南海トラフ巨大地震等における被害想定等を踏まえ、関係機関と連携し、道路交通環境の変化に即した広域的な交通規制計画の見直しを行う。
(4) 災害発生時における情報提供の充実	
(実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	災害発生時において、道路の被災状況等の収集・分析、また道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。 また、災害発生時には、県警察や道路管理者、民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで災害時における交通情報の提供を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため関係機関と調

	整を図りつつ、道路啓開を実施する。また、道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。 [県警察本部] 2 大規模災害発生時において、リアルタイムな交通情報の提供により交通の分散、誘導を促し、交通の安全と円滑を図るため、交通情報板等の活用を図る。
13 総合的な駐車対策の推進 (実施機関：スポーツ市民局、住宅都市局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) きめ細かな駐車規制の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路区間（片側）ごとの交通環境や道路構造等の場所的視点の両面から、個々の道路の機能と区域の特性に十分配慮した上で個々の交通実態等を確実に把握して駐車規制の見直しを行う。
(2) 違法駐車対策の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締りを推進するとともに、放置車両については使用者責任、悪質な駐車違反については運転者責任を追及する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 地域の実態に応じた駐車監視員活動ガイドラインの策定 違法駐車取締りについては、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した駐車監視員活動ガイドラインを警察署ごとに策定・公表し、当該ガイドラインに基づき悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを推進する。 駐車監視員活動ガイドラインについては、定期的に見直しを行い、常に警察署管内における違法駐車実態を反映したものになるように努める。 2 駐車違反に対する責任追及の徹底 駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及等に努めることにより、地域の駐車秩序の確立を図る。 3 駐車監視員による適正かつ効果的な確認事務の推進 駐車実態に応じた駐車監視員の効果的運用を図るとともに、指導を徹底して適正かつ円滑な確認事務を推進する。

	4 使用者に対する責任の追及の徹底 (1) 車両使用制限命令制度の推進 6 か月以内に同一車両について一定回数以上繰り返して放置違反金納付命令を受けた者に対しては、3 か月を超えない範囲内の車両使用制限処分を執行する。 (2) 放置違反金の未納付者に対する納付の推進 放置違反金の納付命令を受けた者が、期限を経過しても納付しないときは、督促状による督促、催促状・電話・訪問による催促、差押予告状の発送、滞納処分の執行により徴収する。 (3) 放置違反金収納事務の委託 スマートフォン決済アプリ (PayPay) を導入しているが、令和 8 年 9 月より愛知県の公金収納のデジタル化 (eLTAX) の開始に伴い、放置違反金についても eLTAX の導入を開始し、放置違反金の納付率の向上を図る。
(3) 駐車場等の整備 (実施機関：住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、中部地方整備局)	
事業概要	安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。
事業内容	<令和 8 年度計画> [住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課] 1 駐車場法 (昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号) 及び名古屋市駐車場条例 (昭和 3 4 年名古屋市条例第 9 号) に基づき、適正に駐車場が整備されるよう指導する。 2 パークアンドライドの推進 パークアンドライド推進に向けた広報を実施するとともに、パークアンドライド駐車場認定制度等を継続。 3 駐車場情報の提供 名古屋パーキングナビにより、駐車場情報の提供や駐車場への案内を継続。
(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部)	
事業概要	毎年 6 月のさわやかロード月間を中心として、関係機関や市民との協働を進める一方、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用により、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。
事業内容	<令和 8 年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (1) 違法駐車追放推進活動の実施 駐車マナーパトロールや広報活動など、地域住民の自主的な活動を推進し、地域における追放気運の醸成を図る。

	特に、違法駐車を排除しようとする気運の高い地域においては住民がパトロール隊を結成し、関係機関と連携した啓発活動を重点的に行い、違法駐車解消を図る「違法駐車地域パトロール事業」を実施する。 (2) 市民運動の促進等 6月を「名古屋さわやかロード月間」(違法駐車追放運動強調月間)として、駐車マナーパトロール等の啓発運動を行うとともに、違法駐車追放運動を交通安全市民運動の重点事項に位置付け、6月を中心に活動を展開する。 また、ポスターの作成・掲示、市公式ウェブサイトでの広報等に努める。 [県警察本部] 2 地域住民による自主的な駐車対策の促進 市、町内会、交通安全協会、安全運転管理協議会その他関係団体に対し、違法駐車排除を目的とする組織の自主的な結成を働き掛ける。 3 違法駐車防止気運の醸成 報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車悪質性、危険性、迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車排除に向けた気運の醸成を図る。
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の道路管理者や施設管理者に対する働き掛け、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 関係機関と連携しつつ、対策後の交通実態の変化等、状況把握に努める。 [県警察本部] 2 きめ細かな駐車規制の見直し 地域住民等の意見要望書等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。 3 違法駐車排除に向けた道路環境整備の働き掛け (1) 道路管理者に対しては、歩道へのガードレールの設置等歩道への乗り上げ防止措置等の違法駐車排除に向けた道路改良の働き掛けを行い、人優先の道路環境の整備に努める。 (2) 自治体、道路管理者等と連携し、地域における駐車問題を協議・検

	討して、各種の駐車対策を推進するほか、自治体に対して自動二輪車等も収容可能な公共駐車場の整備等について積極的な働き掛けを行う。 4 違法駐車取締り 繁華街における違法駐車対策について、深夜時間帯にも駐車監視員を投入するなど違法駐車取締りを継続的に実施する。
14 道路交通情報の充実 （実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
(1) 情報収集・提供体制の充実 （実施機関：中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
事業概要	光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路交通情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実等の交通管制システムの充実・高度化を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 道路情報の収集提供 危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、道路パトロールカー、凍結検知機、CCTVカメラ、ROADパートナー、ロードセーフティステーション等を活用して道路状況の常時把握に努め、通行規制、う回路の設定など必要な措置を行うとともに、道路情報板、ホームページにより情報提供に努める。 [県警察本部] 2 交通管制センターの機能を活用して交通事故、交通渋滞等の交通障害の情報を迅速的確に収集する。 収集した情報は、交通情報板、光ビーコン等により道路利用者にリアルタイムに提供して、交通の分散誘導等を行うとともに、（公財）日本道路交通情報センターや報道関係機関等との連携を強化して迅速的確な情報提供に努める。 [中日本高速道路株式会社] 3 高速道路における道路交通情報の充実 高速道路を利用するドライバーに対し、正確で広域的な交通情報を情報板、ハイウェイラジオ等で提供する。 また、高速道路利用前に交通情報を確認し、出発時間、走行ルート、休憩など走行計画に役立てていただけるように、パソコンやスマートフォン等を通じて、通行止めや渋滞等の最新交通情報について、24時間提供する。 (1) ハイウェイラジオ カーラジオ（1620KHz）を通じて、事故・渋滞・気象等の高速道路情

報を本線で24時間放送して提供する。

(2) スマホアプリ「みちラジ」

高速道路を走行中のお客さまの位置情報をもとに、渋滞・事故・通行止めの情報や所要時間情報などを、あらかじめ設定したスマートフォンに音声でお知らせするもの。

(3) インターネットによる交通情報サイト

最新の東海地区の高速道路情報をインターネットにより24時間提供する。

- ・ i H i g h w a y 中日本 (アイハイウェイ中日本)

ホームページURL <http://c-ihighway.jp>

- ・ 目で見えるハイウェイテレホン

ホームページURL <http://c-nexco.highway-telephone.jp>

[名古屋高速道路公社]

4 道路情報の収集・提供

(1) 道路情報の収集

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、TV カメラ、押ボタン式通報装置 (トンネル内)、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、お客さまからの通報等により情報の収集を行う。

(2) 道路情報の提供

収集された情報は、コンピュータにより処理し、交通の安全と円滑の確保のため、通行車両に対し、道路情報板 (街路上、各入口、出口、JCT 手前に設置)、名古屋高速防災情報 (通行止め) メールサービス、路側放送1,620KHz (大高線上り 大高～星崎間、小牧線上り 小牧～小牧南間、東山線上り 新池～東山換気所間)、渋滞末尾情報板 (黒川出口、小牧北出口)、日本道路交通情報センター等により迅速、的確な情報提供を行う。

(3) 名古屋高速お客さまセンターでの情報提供

名古屋高速道路の渋滞状況など最新の道路状況の案内及び料金やETCの各種割引など名古屋高速道路の利用に関する電話等での問い合わせに対し、情報とサービスの提供を行う。

電話番号：052 (919) 3200 (クイックさんに、まるまる)

受付時間：9:00～19:00 (年末年始 (12/29～1/3) を除く毎日)

(4) 名古屋高速ハイウェイテレホン※

名古屋高速道路の最新交通情報を提供する。(24時間自動音声、5分ごとに更新)

電話番号：052 (919) 3232

(5) 名古屋高速ホームページでの情報提供

リアルタイムな道路交通情報 (JARTIC)、出入口案内、新着やプレスリリースなど、様々な情報を掲載する。

	ホームページURL : https://www.nagoya-expressway.or.jp/ ※令和8年度中に廃止予定
(2) 高度道路交通システム(I T S)を活用した道路交通情報の高度化 (実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	高度道路交通システム(I T S)の一環として、道路交通情報通信システム(V I C S)やE T C 2. 0等の整備・拡充を積極的に図るとともに、E T C 2. 0サービスを開始することにより、情報提供の高度化を図り、交通の安全と円滑化を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 道路情報の高度化 道路交通情報通信システム(V I C S)の運用と、さらなる道路情報の高度化を図るためE T C 2. 0を推進する。 [県警察本部] 2 交通管制システムの適切な運用 高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするU T M Sの構想に基づき、システムの適切な運用を図る。
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	「道路交通法」及び「交通情報の提供に関する指針」に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近においては、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、国際化に対応した案内標識等の設置を推進する。 [中部地方整備局] 2 分かりやすい案内標識 令和9年以降のリニア中央新幹線開業により予想される旅行形態の大

	きな変化に対応するため、道路利用者に分かりやすい道路標識の案内方法の改善を推進する。 ・英語表記の改善 ・ルート番号の活用 ・ピクトグラム、反転文字の活用 ・右折レーンシフト構造の場合の交差点表示 他 [緑政土木局道路維持課・中部地方整備局] 3 高速道路ナンバリング 訪日外国人をはじめ、全ての利用者にわかりやすい道案内の実現を進めるため、案内標識への高速道路ナンバリング整備を推進する。
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (実施機関：子ども青少年局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
(1) 道路の使用及び占用の適正化等 (実施機関：緑政土木局道路管理課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	工事等のための道路の使用及び占用の許可は、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化を図り、地下埋設物の管理について指導を強化する。また、道路交通に支障を与える不法占用物件等については、その排除に努め、道路の掘り返し工事に関係する者で工事の実施について調整を行う。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路管理課] 1 占有者による点検実施を促す目的で、道路占用許可書送付時などの案内文に占有物件の点検実施を依頼する文面を追記する。 2 道路パトロールの実施により道路交通に支障を与える不法占用物件の早期発見及び所有者に対する撤去指導に努める。 3 名古屋市道路占用調整協議会での工事調整により、掘り返しの減少を図るとともに、工事期間の短縮や非開削工法の採用を呼び掛ける。 [中部地方整備局] 4 占有調整会議を1回／年行う 5 道路上の不法占用物件適正化対策として路上の不法占用物件（のぼり旗や立看板等）の指導除去につき一層の強化を図る。 [県警察本部] 6 道路使用許可条件の履行について調査及び指導を実施する。 7 地域活性化等を目的とする道路使用許可は、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を図る。
(2) 子どもの遊び場等の確保 (実施機関：子ども青少年局子育て支援課、子ども青少年局青少年家庭課、緑政土木局緑地事業課)	

事業概要	路上遊戯等による交通事故を防止し、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、街区公園等の整備を推進する。																																									
事業内容	<令和8年度計画> [子ども青少年局子育て支援課] 1 児童遊園地、どんぐりひろばは、地域の方々の理解と協力を得て設置している子どもの遊び場であるが、安心安全な利用のために、地域において適正な管理運営ができるよう努める。 [子ども青少年局青少年家庭課] 2 児童館では、遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした事業を実施する。 [緑政土木局緑地事業課] 3 子どもの遊び場不足を補い、路上遊戯等による交通事故を防止するため、街区公園等の整備を推進する。 (1) 市街地の街区公園の施設整備を進め、利用効率を高める。 (2) 市街地で公園の少ない地域に街区公園を新設するため、用地取得を推進する。 (3) 周辺市街地において街区公園等の施設整備を進め、急速に発展する市街地に対応する。 (参考) 都市公園の現況 令和8年4月1日現在 <table><tr><td>公園の種類</td><td>内 容</td><td>箇所数</td></tr><tr><td>街区公園</td><td>1 h a 未満の公園</td><td>1,260</td></tr><tr><td>近隣公園</td><td>1 h a 以上 4 h a 未満</td><td>107</td></tr><tr><td>地区公園</td><td>4 h a 以上 10 h a 未満</td><td>〈1〉 29</td></tr><tr><td>総合公園</td><td>10 h a 以上 名城公園、荒子公園、猪高緑地、鶴舞公園、庄内緑地、戸田川緑地、天白公園、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園</td><td>10</td></tr><tr><td>運動公園</td><td>瑞穂公園、新茶屋川公園、稲永公園、日光川公園</td><td>4</td></tr><tr><td>河川敷緑地 (運動公園)</td><td>庄内川水系 18箇所 天白川水系 3箇所</td><td>21</td></tr><tr><td>動植物公園</td><td>東山総合公園</td><td>1</td></tr><tr><td>墓 園</td><td>平和公園</td><td>1</td></tr><tr><td>歴史公園</td><td>宮の渡し公園、松重開門公園、那古野山古墳公園</td><td>3</td></tr><tr><td>広域公園</td><td>(牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地)</td><td>〈3〉 3</td></tr><tr><td>緩衝緑地</td><td>大江川緑地</td><td>1</td></tr><tr><td>広場公園</td><td>八熊公園、大曾根ふれあい公園、宮前ふれあい公園</td><td>3</td></tr></table>			公園の種類	内 容	箇所数	街区公園	1 h a 未満の公園	1,260	近隣公園	1 h a 以上 4 h a 未満	107	地区公園	4 h a 以上 10 h a 未満	〈1〉 29	総合公園	10 h a 以上 名城公園、荒子公園、猪高緑地、鶴舞公園、庄内緑地、戸田川緑地、天白公園、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園	10	運動公園	瑞穂公園、新茶屋川公園、稲永公園、日光川公園	4	河川敷緑地 (運動公園)	庄内川水系 18箇所 天白川水系 3箇所	21	動植物公園	東山総合公園	1	墓 園	平和公園	1	歴史公園	宮の渡し公園、松重開門公園、那古野山古墳公園	3	広域公園	(牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地)	〈3〉 3	緩衝緑地	大江川緑地	1	広場公園	八熊公園、大曾根ふれあい公園、宮前ふれあい公園	3
公園の種類	内 容	箇所数																																								
街区公園	1 h a 未満の公園	1,260																																								
近隣公園	1 h a 以上 4 h a 未満	107																																								
地区公園	4 h a 以上 10 h a 未満	〈1〉 29																																								
総合公園	10 h a 以上 名城公園、荒子公園、猪高緑地、鶴舞公園、庄内緑地、戸田川緑地、天白公園、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園	10																																								
運動公園	瑞穂公園、新茶屋川公園、稲永公園、日光川公園	4																																								
河川敷緑地 (運動公園)	庄内川水系 18箇所 天白川水系 3箇所	21																																								
動植物公園	東山総合公園	1																																								
墓 園	平和公園	1																																								
歴史公園	宮の渡し公園、松重開門公園、那古野山古墳公園	3																																								
広域公園	(牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地)	〈3〉 3																																								
緩衝緑地	大江川緑地	1																																								
広場公園	八熊公園、大曾根ふれあい公園、宮前ふれあい公園	3																																								

	都市緑地	大当郎緑地、明見緑地、藤森緑地、一葉緑地、乗鞍緑地、南大高緑地等	48
	緑道	すいどうみち緑道、天満緑道、大幸緑道、十一屋川緑道、山手緑道、天白川緑道、小碓緑道、扇川緑道等	13
	計		<4> 1,504

※ 〈 〉 内は県営で内数である。

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

(実施機関：緑政土木局道路管理課、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

事業概要	道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合に、通行の禁止又は制限を行う。 また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路管理課] 1 車両制限令等の啓発 車両制限令等の違反車両をなくすため、関係機関と連携を図り、制度の周知や啓発活動に努める。 [中部地方整備局] 2 車両制限令等の啓発 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会により、喫緊の課題である道路の老朽化について、適切に道路の維持修繕を実施する一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされている。このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、東海商工会議所連合会、(一社)中部経済連合会等官民の関係機関がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、広報活動を実施していく。 3 車両制限令等違反車両の指導 車両制限令等の違反車両をなくすため、中部運輸局、県警察等関係機関との連携を図り、指導・取締りに努める。さらに、法令厳守の啓発活動、講習会の開催、常習違反者に対する指導を実施する。 [中日本高速道路株式会社] 4 車両制限令違反車両に対して、指導・取締りを実施し、法令厳守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する割引停止措置等を実施していく。 5 名古屋第二環状自動車道 名東トンネル・守山トンネルでの危険物積

	載車両の通行の禁止又は制限を行う。 [名古屋高速道路公社] 6 車両制限令違反車両に対して、関係機関と連携を図り、指導・取締りに努め、法令遵守の啓発活動、反復違反者に対する指導を実施する。
(4) 地域に応じた安全の確保 (実施機関：緑政土木局道路維持課、名古屋高速道路公社、中部地方整備局)	
事業概要	冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する。 [名古屋高速道路公社] 2 冬期の路面凍結防止策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する [中部地方整備局] 3 冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する。
16 踏切道における交通の安全 (実施機関：住宅都市局、緑政土木局、中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部)	
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 (実施機関：住宅都市局街路計画課、緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 また、従前の踏切対策に加え、駅の入出口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [住宅都市局街路計画課] 1 遮断時間が特に長く、かつ、道路交通量の多い踏切道が連坦している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等による、踏切の除去を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっても極力立体交差化を図る。 [緑政土木局道路建設課] 2 小幡架道橋（名鉄瀬戸線）、名鉄名古屋本線呼続地区において事業を実施する。 [中部地方整備局] 3 国道302号東北部区間において、名鉄瀬戸線の踏切除去に向け、鉄道立体化の工事を推進する。 [中部運輸局] 4 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差

	化等により除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっても、極力立体交差化を図る。 立体交差化までに時間を要する「開かずの踏切」等について、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良、カラー舗装や踏切保安設備の整備等の踏切周辺対策等の一体対策を促進する。 また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。 以上の立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 [緑政土木局道路維持課] 5 高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。
(2) 踏切道の統廃合の促進 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて統廃合を進めるとともに、その他の踏切道についても同様に統廃合を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。
(3) 踏切保安設備の整備及び交通規制等の実施 (実施機関：中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	踏切遮断機、警報時間制御装置等の踏切保安設備の整備等を進めるとともに、道路の交通量、踏切道の幅員等に応じた交通規制を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部運輸局] 1 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を推進

	する。 列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じている踏切道については、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を推進する。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。 [県警察本部] 2 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施する。
(4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 (実施機関：中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	踏切道の交通の安全と円滑化を図るため、踏切通行時における車両等の違反行為に対する指導取締りを行うとともに、踏切道通行者に対する緊急措置の周知徹底等を図る。また、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部運輸局] 1 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進する。 また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、

	踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進する。 [県警察本部] 2 車両等の踏切通過時の違反行為に対する指導取締りを行う。
--	--